学籍番号: CD122003

減損会計の裁量性に関する実証的考察

(要 旨)

大 学 院 商 学 研 究 科博士後期課程 会計·金融専攻藤 山 敬 史

減損会計の裁量性に関する実証的考察

藤山 敬史

1. 本論文の構成

- 第1章 問題意識と研究のねらい
 - 第1節 問題意識
 - 第2節 本論文のねらい
 - 第3節 分析アプローチと分析視点
 - 第4節 本論文の構成
- 第2章 会計数値に対する文化・制度的要因―国際比較の観点から
 - 第1節 はじめに
 - 第2節 新制度学派会計学
 - 第3節 文化の影響
 - 第4節 制度的諸要因
 - 第5節 本章のまとめ
- 第3章 日本のビジネス環境と利益属性
 - 第1節 はじめに
 - 第2節 1990年代までの日本企業のコーポレート・ガバナンスと会計システム
 - 第3節 特定引当金制度および継続性の原則
 - 第4節 配当の重要性
 - 第5節 新日本製鉄のケース
 - 第6節 日本企業のコーポレート・ガバナンスの変化
 - 第7節 会計基準の変化
 - 第8節 日本企業の利益管理-1990年代以前および2000年代以降
 - 第9節 日本における減損会計
- 第4章 減損会計に関する先行研究と検証課題
 - 第1節 はじめに
 - 第2節 減損会計基準
 - 第3節 先行研究
 - 第4節 検証課題
- 第5章 日本における固定資産の減損損失の適時性
 - 第1節 はじめに
 - 第2節 仮説構築
 - 第3節 リサーチ・デザイン

- 第4節 検証結果
- 第5節 結論
- 第6章 のれんの減損損失計上意思決定の EU 企業間の差異—文化の影響
 - 第1節 はじめに
 - 第2節 文化とのれんの減損損失計上意思決定
 - 第3節 リサーチ・デザイン
 - 第4節 検証結果
 - 第5節 結論
- 第7章 減損損失計上前後の人員削減
 - 第1節 はじめに
 - 第2節 日本企業の人員削減
 - 第3節 リサーチ・デザイン
 - 第4節 検証結果
 - 第5節 結論
- 第8章 利益平準化と減損損失:日本企業の分析
 - 第1節 はじめに
 - 第2節 仮説構築
 - 第3節 リサーチ・デザイン
 - 第4節 検証結果
 - 第5節 結論
- 第9章 経営者の交代と減損損失計上
 - 第1節 はじめに
 - 第2節 仮説構築
 - 第3節 リサーチ・デザイン
 - 第4節 検証結果
 - 第5節 結論
- 第10章 結論と今後の展望
 - 第1節 はじめに
 - 第2節 各章のまとめ
 - 第3節 本論文の結論
 - 第4節 本論文の問題意識に対する示唆
 - 第5節 今後の展望
- 参考文献

2. 第1章 問題意識と研究のねらい

本論文の目的は、固定資産(あるいは、のれん)の減損会計に関して容認されている裁量の余地が企業の会計実務慣行のなかでどのように活用されているのかについて、日本企業および EU 企業を分析対象として検討することである。このような考察を行う背景には次の2つの問題意識がある。

第1に、固定資産の減損損失の性質について理解を深めることである。従来の日本では、「企業経営に対する有効な外部規律」としてかならずしも企業外部者としての株主がその役割を今日よりも担っていたわけではないが、1990年代以降、株式市場の影響力が増してきた。減損会計基準は外部株主の需要とも一致し、より適時的な損失の計上を求めるものであり、従来の会計実務とは異なる属性の会計数値の報告を求めるものである。しかしながら、依然として、整理解雇が困難であるなど、少しずつ変化してきているとは言え、従来の企業のあり方が持続している部分もあり、国際的にみても平準化の程度が高い利益が日本企業によって報告されている。減損会計は経営者に裁量の余地を残しており、減損損失をめぐる経営者の選択に日本企業の制度的・経済的特性が反映されるかもしれない。したがって、減損損失の性質について理解することで、財務諸表の利用者はより良い企業分析ができるようになるであろうし、基準設定者はより日本企業に適した基準を設定することができるであろう。

第2の問題意識は日本企業にとってどのようなのれんの会計処理が望ましいのかについて検討することである。現在、日本基準ではのれんが20年以内で規則的に償却される一方、IFRSでは規則的な償却を行わず、減損処理のみのアプローチをとっている。減損のみアプローチは企業に対する株主の姿勢がステークホルダー・モデルから株主モデルに変化する中で生じてきた会計処理であり、他の利害関係者の影響力も根強く残る日本企業にとって容易に受け入れられるものではないかもしれない。日本がIFRSを導入する目的の1つが基準設定への参加であるのであれば、日本企業にとってどのようなのれんの会計処理が望ましいのかを議論する必要があるであろう。

上述の2つの問題意識のもと、本論文では次の3つのねらいを設定している。第1に、減損損失が適時的に計上されているのかについて検討することである。第2のねらいは IFRS 適用国における会計実務の差異を検討することである。すでに IFRS を適用している EU 企業を分析することで、どのような要因がのれんの減損会計実務に影響を与えるのかに ついて示唆を得ることができるからである。第3のねらいは、日本企業によって計上される固定資産の減損損失の適時性に影響を与える要因について検討することである。日本企業の会計実務を詳細に分析することで問題意識に対する示唆を得たい。

上記のような問題意識およびねらいをもって、第 2 章および第 3 章では会計数値に影響を与える文化・制度的要因と日本企業のビジネス環境について議論し、第 5 章から第 9 章にかけては実証的な分析を行う。

3. 第2章 会計数値に対する文化・制度的要因—国際比較の観点から

第2章では、なぜ会計数値が国際的に異なるのかについて文化・制度的要因について先行研究を検討している。はじめに、Wysockiの提唱する新制度派会計学における分析フレームワークについて述べ、先行研究によって主に分析されている制度的構造(公式か非公式か)と分析の水準(マクロ的制度かミクロ的制度か)の視点から先行研究を整理している。

まず Gray (1988)にもとづいて、Hofstede の文化が会計システム (会計基準および会計 実務) にどのような影響を与えるのかについて検討している。現在における Gray (1988) の貢献は、外生的制度について会計システムとの関連性を議論していること、および、会 計的価値という概念を用いていることである。通常、外生的制度は緩やかに変化するため、 外生的制度が会計システムに影響を与えているのであれば、外生的制度が会計システムに 与える影響は外発的会計基準が導入された後にも持続する可能性があり、当該研究は文化 という重要な研究視点を提示している。さらに、会計に関わる人々の間で認識されている 共通事項である会計的価値という概念を取り入れて、フレームワークを提示している。

先行研究で取り上げられている他の要因は金融システム、法システム、投資家保護、法施行である。これらの要因は公式の程度が高く、公式的な制度が人々の行動に直接的な影響を与えることは多くないため、文化のような非公式な要因も重要な視点である。

4. 第3章 日本のビジネス環境と利益属性

第3章では、日本企業が直面するビジネス環境について検討し、日本企業が志向する利益属性について検討している。

まず、1990年代までのコーポレート・ガバナンス(経営者がどの利害関係者を重視するのか)の特徴について雇用の特殊性と資本市場からの資金調達に焦点をあてて検討している。日本企業の特徴は長期安定雇用主義およびメインバンク・システムであり、これらを背景に、取得原価主義会計は日本企業の資本蓄積に貢献した。長期安定雇用およびメインバンク・システムも企業による保守的な会計処理を促した。一方で、株主は法的に企業の所有を認められた存在であり、経営者は株主にも配慮する必要があったため、配当支払による株主との利害調整も重要な側面であった。その結果、規制にも促され、安定配当の慣行がうまれた。このような日本企業の状況を背景にして、日本企業が報告する利益は平準化という属性をもち、取得原価主義会計は利得および損失計上タイミングの選択を可能にし、日本企業による利益平準化に寄与した。

しかしながら、1990年代以降、上述の日本企業のコーポレート・ガバナンスにも変化が 生じる。より株式市場をベースとした圧力が増してきており、雇用慣行や事業改革のタイ ミングにも変化が生じ始めている。このような変化と同時進行で、会計基準も変化し、経 営者が利益や損失を計上するタイミングを選択することは以前よりも難しくなっている。

最後に、日本企業が報告する利益の属性について検討し、利益平準化の程度は依然とし

て高い水準にある一方で、1990年代には観察されなかった経営者の交代時の損失計上行動が 2000年代に入り観察されるようになってきていることを指摘している。

5. 第4章 減損会計に関する先行研究と検証課題

第 4 章では、減損損失に関する先行研究を整理したうえで、本論文の検証課題を抽出している。減損損失に関する実証的な先行研究の整理にあたっては①減損損失の適時性、②減損損失の計上要因、③減損損失に対する株式市場の反応・評価に分類して、外国での研究を整理し、その後、日本企業を対象にした先行研究を整理している。

外国企業を対象にした研究からは、(a)減損損失の適時性はからなずしも高くないこと、(b)国によって減損損失計上時の利益属性が異なる可能性があること、(c)経営者の交代や経営者報酬・評判、経営者による株式売買、財務制限条項抵触回避、上場廃止基準抵触回避といったインセンティブが存在すること、(d)一般的に株式市場やアナリストが企業資産の経済的な減損についてすでに予想に織り込んでいることが示唆される。

日本企業を対象にした先行研究では、のれんの減損損失についてかならずしも適時的とは言えないことを示唆する証拠が提示さている。計上要因の分析では、利益平準化とビッグ・バスと整合的な証拠が提示されている。一方、経営者交代についてはかならずしも一貫した結果が提示されていない。株式市場の反応に関する研究では、株式市場に有用な情報が提供されたことを示唆する証拠は提示されていない。さらに、将来キャッシュ・フローの予測力については、のれんの減損損失には短期的な予測力はあるものの、他の固定資産の減損損失については予測力を示唆する証拠が発見されていない。

本論文のねらいである固定資産の減損損失の適時性、IFRS 適用国における会計実務の差異、日本企業によって計上される固定資産の減損損失の適時性に影響を与える要因を検討するために、以下の検証課題を設定している。

検証課題1:日本企業による固定資産の減損損失は適時的に計上されるのか

検証課題 2: のれんの減損会計に関して文化的な要因によって減損損失の計上タイミン グが異なるのか

検証課題 3a:日本企業が減損損失を計上する際、どのような要因が人員削減に影響を 与えるのか

検証課題 3b: なぜ日本企業は利益平準化を図るように固定資産の減損損失を計上するのか。

検証課題 3c:日本において経営者交代時に固定資産の減損損失は計上されやすくなる のか

6. 第5章 日本における固定資産の減損損失の適時性

第 5 章の目的は、日本企業が計上する固定資産の減損損失が適時的に計上されているの

かどうかを検証することである。固定資産の減損会計処理において経営者が裁量を行使する余地があるという指摘は多くの論者によって指摘されている。適時性は裁量性を検討するうえで有用な尺度である。もし減損損失が適時的に計上されていないのであれば、経営者は計上のタイミングを選択することができるからである。

適時性の検証を行うために、減損損失と計上期以前の年次株式リターンの関係性を検証している。検証の結果、平均的に、固定資産の減損損失は計上の4期から5期前の株式リターンと負の関係性を有することを発見している。しかしながら、計上期の株式リターンとは統計的に有意な関係性を発見していない。これらの発見事項は、固定資産の減損損失が適時的には計上されていないことを示唆する。

さらに、危機時においては減損損失が適時的に計上される傾向にある一方で、平常時に は内在的経済価値の改善/向上時に減損損失が計上される傾向にあることが示唆される証 拠を発見した。また、リストラクチャリング時において減損損失は計上期の株式リターン と正の関係をもつことを発見した。

以上の発見事項からは、日本企業による固定資産の減損損失は適時的には計上されず、 経営者が計上のタイミングを選択する余地のあることが示唆される。さらに、減損損失が リストラクチャリングと密接な関係を有していることが示唆される。

7. 第6章 のれんの減損損失計上意思決定の EU 企業間の差異—文化の影響

第6章の目的は、のれんの減損損失計上意思決定に国レベルの文化が影響を与えるのかどうかを検証することである。会計システムは各国の文化や制度を反映して形成されてきたが、IFRSは統一的な会計基準を異なる文化・制度的背景の国で用いる試みである。公正価値測定は経営者の裁量が介入することが多くの論者によって指摘されており、のれんの減損のみアプローチについては大きな論争が起こっている。第6章ではすでにIFRSを強制適用している EU を対象に、変化の速度が緩やかであるとされる文化がのれんの減損損失計上意思決定に与える影響を検討している。

検証の結果、Hofstede の文化的側面である権力格差および不確実性回避と減損損失計上 意思決定との間に負の関係性を発見した。企業レベルにおいて、権力格差は組織の意思決 定プロセスに影響を与える。権力格差の大きな国における組織では少数の者に権力が集中 する傾向にあるとされている。さらに、国レベルにおいて、権力格差の大きな国ではより 法執行の程度が弱いとされている。したがって、権力格差の大きな国において経営者の裁 量を認めると、経営者はその裁量をより行使することが検証結果から示唆される。また、 経済的に豊かな国においては不確実性回避と政府の腐敗の程度が関係しているとされてお り、不確実性回避に関する検証結果は整合的なものとなっている。

8. 第7章 減損損失計上前後の人員削減

第5章の分析から示唆されるように、減損損失と事業改革(人員削減)は密接な関連を

もつ。したがって、減損損失の計上は事業改革に対する圧力と整理解雇の困難さとが衝突する可能性が高い状況であると言える。第7章の目的は、減損損失が計上された場合、どのような要因によって人員削減の実施が促されるのか(あるいは、抑制されるのか)を検討することである。

利害関係者との資本関係に関する分析では、機関投資家と従業員・取引先との資本関係に注目して分析を行っている。検証の結果、限定的ではあるが、外国人株主や生命保険会社等の機関投資家の持株比率が高いほど、人員削減が生じる可能性が増加することを発見した。さらに、従業員や取引先による持株会の持株比率が高いほど、人員削減を行う可能性が低下することを発見した。

資産の減損が生じた国に焦点をあてた分析では、資産の減損が日本で生じたのか、外国で生じたのかによって人員削減実施の可能性が異なるのかを分析した。検証の結果、資産の減損が外国で生じた場合に人員削減が生じやすくなることを発見した。これは、異なる雇用慣行・規制に直面した際、日本企業の経営者はそれらに応じて行動していることを示唆している。

第 7 章の発見事項からは、収益性の低下に直面した際、従業員の影響が強い場合に人員 削減を行うことがより困難であることが示唆される。

9. 第8章 利益平準化と減損損失

第8章の目的は、減損損失計上時の利益平準化行動に配当が関連するのかどうか検証することである。第3章で議論したように、日本企業は従来から利益を平準化させる傾向にあった。近年においてもその傾向は持続しており、利益平準化の目的の1つは安定配当の達成である。近年、株主の影響力が増すなかで株主還元に対する要求も変化し、増配を行う企業の割合も高くなっている。このような日本企業のビジネス環境を背景に、第8章では減損損失計上時の利益平準化と配当との関連性について検証している。

まず、経営者が計上を回避するインセンティブをもつと考えられる規模の大きな減損損失計上時に利益平準化を行っていることを示唆する証拠を発見している。次に、利益平準化と配当との関係を分析するために、安定配当・増配企業と無配・減配企業で利益平準化の傾向が異なるかどうかを検証したところ、安定配当・増配企業について利益平準化の傾向がみられたものの、無配・減配企業にはそのような行動はみられなかった。この発見事項は減損損失計上時の利益平準化行動に配当が 1 つの要素として関連していることを示唆する。

10. 第9章 経営者の交代と減損損失計上

第 9 章の目的は、固定資産の減損が生じているであろう状況を特定し、経営者交代が減 損損失計上に与える影響を検討することである。日本企業を対象に固定資産の減損損失を 分析した先行研究では、経営者の交代に関して一貫した検証結果が提示されていないが、 2000 年代以降には観察されるようになってきている。また、第8章では規模の大きな減損 損失にしぼった分析が行われたが、そこでは経営者交代時の損失計上行動が観察されなか った。第9章では、第8章とは異なった視点から経営者の交代の影響について分析してい る。

検証の結果、経営者交代時に減損損失が計上されやすくなるという結果を得た。さらに、限定的ではあるが、前任経営者が代表権を有するような交代の場合、減損損失が計上されやすくなることを示唆する証拠を発見することはできなかった。第9章の検証結果は、2000年代以降に経営者の交代時における損失計上行動を観察している先行研究と整合的である。

11. 第 10 章 本論文の結論と今後の展望

本論文の結論

本論文では、3 つのねらいをもって、減損損失の裁量性に関する実証分析を行ってきた。 3 つのねらいとは、①減損損失の適時性、②国際財務報告基準適用国における会計実務の差 異、③日本企業によって計上される固定資産の減損損失の適時性に影響を与える要因につ いて検討することであった。

第5章の分析では、減損損失と計上期の株式リターンが関係性を有しておらず、4期から5期前の株式リターンと負の関係性を有していることが発見された。したがって、減損損失の適時性に関する本論文の結論は、固定資産の減損損失の計上に際して経営者が裁量を行使し、減損損失が適時的に計上されていないというものである。さらに、先行研究での発見事項(減損損失計上時の利益平準化およびビッグ・バス)も考慮すると、減損損失計上に関して経営者は計上タイミングを選択し、裁量を行使していることが示唆される。

経営者による裁量行使の可能性のある減損会計であるが、第7章ではEU企業間で裁量行使の差異を分析した。発見事項からは、組織内における意思決定プロセスや社会における法執行の程度に影響を与える権力格差がのれんの減損損失計上の意思決定に影響を与えることが示唆される。Hofstedeのこの尺度によると、日本の権力格差の程度は中程度であるとされており、階層社会の境界にある国であるとされる。したがって、本論文の検証結果からは、日本においてものれんの減損損失が適時的に計上されないことが予想される。少なくとも、より権力が分散しているEU諸国よりも計上が遅くなるような意思決定プロセスを日本企業がとっていると予想される。

会計と会計以外の制度間の相互依存性を所与にすると、一社会における裁量行動を分析するためには、その社会のより詳細な状況を踏まえて分析する必要がある。本論文では、日本のビジネス環境を議論し、人員削減、配当、経営者交代の観点から日本企業によって計上される固定資産の減損損失の適時性に影響を与える要因についてより詳細な分析を行った。第7章の発見事項からは減損損失の計上と前後して従業員との利害調整が必要であることが示唆される。第8章の検証結果からは、減損損失計上時の利益平準化行動には配当が関連していることが示唆される。さらに、第9章の検証結果からは、経営者交代時の

減損損失計上行動が示唆される。第7章から第9章までの検証結果を踏まえると、収益性の悪化を認めることは従業員への支払い(報酬や雇用)および株主への支払い(配当)に対しても影響を与えるため、経営者は利害の調整を行うためにその計上タイミングを選択することが示唆される。少なくとも日本企業においては、経営者自身の評価に対する懸念だけではなく、こういった利害の調整が減損損失計上のタイミングに影響を与えているだろう。

本論文の問題意識に対する示唆

本論文の問題意識は 2 つあった。すなわち、固定資産の減損損失の性質について理解を深めること、および、日本企業にとってどのようなのれんの会計処理が望ましいのかについて検討することである。最後に、前節の結論をもとに、問題意識について若干の検討を加えた。

減損損失の性質を理解することは、財務諸表の利用者がより良い企業分析を行うためにも、より良い基準を設定するためにも(あるいは、国際的な基準設定の場で主張するためにも)必要なことである。まず、企業分析の観点から、減損損失は適時的には計上されず、何らかの企業行動を伴って計上される場合が多く、その企業行動の実質を分析することが重要であることが示唆される。のれん以外の固定資産の減損損失の将来キャッシュ・フロー予測能力に関する先行研究や本論文の発見事項から、減損損失計上時の事業改革の程度や効果によって将来キャッシュ・フローが企業ごとに異なるとも解釈できる。したがって、減損損失計上の背後にある企業行動を考慮に入れなければ、減損損失計上後の将来キャッシュ・フローを予測することは困難である。

次に、固定資産の減損損失計上時の行動から観察される範囲で、現状として経営者に裁量を与える会計基準の便益について議論する。先行研究や本論文の発見事項からは、経営者が減損損失の計上タイミングを選択していることが示唆される。これは、機会主義的な理由であれ、効率的契約による理由であれ、会計基準の規定に従い適時的に減損損失を計上することが経営者にとってコストのかかることであることを示している。本論文の見方は、日本企業の経営者がかならずしも機会主義的な理由だけで計上タイミングを選択しているわけではないということである。従来、日本を含む成文法国では利益が利害関係者への分配のパイとみなされてきた。こうした利益に対する見方を急速に変化させることは難しいであろうし、日本企業は会計ビッグバンで会計基準が変化するなかでも部分的には従来の会計行動を維持してきたと考えられる。したがって、厳格に経済的損失を適時的に計上することを求めるような基準よりも、適時性をいくぶんか犠牲にしたとしても利害調整が行えるように経営者に裁量性をもたせるような基準のほうが日本企業に適しているのではないだろうか。少なくとも、株主だけを重視するのではなく、株主も従業員も企業にとって重要な利害関係者とされる現在の日本企業ではそう言えるのではないだろうか。

最後に、日本企業にとって望ましいのれんの会計処理について議論する。適時的な損失

計上を求める投資家の情報ニーズと利害調整へのニーズを考慮すると、固定資産の減損会計基準は日本のビジネス環境を反映して開発された基準ともいうことができるであろう。のれんの会計処理は規則償却の有無の点において日本基準と国際財務報告基準で大きく異なる。日本企業がさまざまな利害関係者の利害を調整しながら事業を行っていく主体であるならば(そういった企業のあり方を目指す、あるいは、現状において少なくとも株主と従業員の利害を調整するのであれば)、規則的な償却により費用処理をしていくことにも便益があるであろう。特に、株主との利害調整として毎期安定的な配当を実施する、すなわち、減配をできるかぎり避けることを目指すのであれば、そのような会計処理は理にかなったものであろう。たしかに投資家に対して意思決定に有用な情報を提供することは財務報告の重要な役割の1つであり、減損会計はその役割を担う会計処理である。しかしながら、どの程度の適時的な損失認識を求めるのか、あるいは、経済的損失との対応をどの程度求めるのかについては、利害調整あるいは契約の観点も考慮することは有益であろう。

今後の展望

本論文では、減損損失計上と関連してどのような利害調整が行われているのかについて、 十分に詳細かつ包括的な分析は行われていない。本論文の最後には、今後の研究課題について議論している。そこでは、従業員との利害調整に関するさらなる分析、投資規律効果、 銀行との契約における減損会計の役割について議論している。